

城陽市告示第58号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の会合が行われたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年（2021年）6月1日

城陽市長 奥田 敏晴

1 会合の場を設けた区域の範囲

青谷地域

2 会合の結果を取りまとめた年月日

令和3年（2021年）4月13日

3 当該区域における農業において今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 3経営体

個人 6経営体

集落営農（任意組織） 0組織

農地の集積面積

16.79ha（区域内の農地面積136.82ha、集積率12.3%）

4 当該区域における今後の地域農業のあり方

当該地区の担い手を確保するために、新規就農者の育成・確保と認定農業者の確保に向け新規認定を推進する。

後継者のいない農地や高齢化により耕作が困難となっていく農地については、認定農業者への農地を集積・集約化による農地利用の効率化を進める。

特に梅については認定農業者の育成・確保を推進する。また耕作放棄地の解消に向けて、法人への受委託や利用権設定の推進により水稻から高収益作物への転換を進める。梅の有害鳥獣からの対策についても柵の設置等推進を図る。

プラン策定後も継続した地域内での話し合いを継続し、認定農業者への農地の集積・集約化が進めやすい農地のあり方について検討する。

5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

5年以上の賃借については農地中間管理機構の活用を促し、認定農業者への農地の集積・集約化を進め、農地利用の効率化を推進する。